事業名	老人福祉施設等施設整備費補助金
事業内容 (目的・概要)	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の整備を促進するため、市町又は社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費に対し補助金を交付し、その負担を軽減する。 (対象施設) ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・ケアハウス ・介護老人保健施設
事業主体	市町、社会福祉法人等(広島、呉、福山を除く)
採択要件	・市町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に位置付けられた施設であること と ・設備及び運営の基準を満たしていること ・資金計画が適正であること
補助率、融資額、 その他の財源 措置の内容	 ○補助率 単県事業 ○補助金額 (1)特別養護老人ホーム 創設・増築 2,250千円×定員数 改築 2,700千円×定員数(既存施設の解体を伴うもの) 2,250千円×定員数(既存施設の解体を伴わないもの) (2)養護老人ホーム 改築 2,812千円×定員数(既存施設の解体を伴うもの) 2,475千円×定員数(既存施設の解体を伴わないもの) (3)ケアハウス 創設・増築 2,250千円×定員数 (4)介護老人保健施設 創設・改築 1施設 25,000千円
制度創設年度	平成18年度
関係省庁名	
最近の実績	〔平成28年度〕○ユニット型特別養護老人ホーム 1施設〔創設〕〔令和元年度〕○ユニット型特別養護老人ホーム 1施設〔創設〕
問合せ先	健康福祉局医療介護基盤課Tel082-513-3199e-mailfuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp